

第1章 名称および事務局

第1条 チームの名称は大田ドリームズと称す。(以下「本チーム」と称す)

第2条 本チームの事務局は代表宅におく。

第2章 組織および目的

第3条 本チームは伊勢原市内在住の児童を対象に組織し、野球技術の向上・健全な心身の育成・チーム員ならびにその家族相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 本チームおよびチーム員は伊勢原市野球協会学童部（以下「学童部」と称す）に登録する。

第3章 活動

第5条 本チームは第3条の目的を達成するために次の活動をおこなう。

- ①学童部主催の行事に参加する。
 - ②スポーツ少年団主催の行事に参加する。
 - ③親善大会に参加する。
 - ④地域行事等に参加する。
 - ⑤その他、目的達成のために必要と思われる事項。
- 2 活動の拠点は大田小学校校庭および大田すこやかスポーツ広場を主とする。

第4章 チームへの入退部

第6条 第3条に規定する小学生が本チームへの入部を希望する場合には、別に定める入部申出書を提出・受理された時点で入部が認められたものとする。なお、入部申出書を提出した月からの部費の納入、学童部選手登録、スポーツ保険加入等、所要の手続きがおこなわれた後、正式入部とする。

- 2 本チームから退部を希望する場合には、別に定める退部申出書を提出し、受理された時点で退部が認められたものとする。なお、退部申出書を提出した月末までの部費の納入、ユニフォームの返納等、所要の手続きがおこなわれた後、正式退部とする。

第5章 役員

第7条 本チームは円滑な運営をおこなうために、次の役員をおく。(兼務を妨げない)

- ①相談役〔若干名〕代表・監督の要請により、指導・助言をおこなう。
- ②理事〔1名以上〕本チームの運営および事業の企画を統括する。
また、学童部の要請に応じて、学童部役員または運営スタッフとしてその任にあたる。
- ③代表〔1名〕本チームを代表し、本チーム全体を統括する。
- ④副代表〔若干名〕代表を補佐し、本チーム運営の任にあたる。
- ⑤監督〔1名〕試合・練習に関わるすべての決定権を有し、すべてを統括する。
- ⑥助監督〔若干名〕監督の補佐・代行として、コーチの総括指示をおこなう。
- ⑦コーチ〔3名以上〕チーム員に対し、野球技術の指導全般をおこなう。
- ⑧競技運営員〔2名以上〕ルールの指導徹底と審判をおこなう。
- ⑨会計〔1名以上〕本チームの収支に関わる会計すべてを統括する。
- ⑩会計監査〔1名〕本チームの収支に関わる会計すべてを監査する。
- ⑪保護者会長 代表・副代表・監督の要請により、チームの活動・行事の支援など各種の協力窓口として連絡調整にあたる。
保護者会で必要な係については、保護者会長が決定する。

第8条 役員を選出は総会において決定し、その任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は無報酬のボランティアとする。

第6章 機関会議

第9条 総会は本チームの最高議決機関であり、役員ならびにチーム員の保護者をもって構成する。

- 2 総会は年1回定時に開催するほか、代表が必要と認めた時または構成員の4分の1以上の要請があった時に臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の定足数は構成員の2分の1以上とし、議決には出席者の2分の1以上の賛同を必要とする。
- 4 総会で議決する事項は次のとおりとする。

- ①当年度の活動報告・会計報告・会計監査報告に関すること
- ②次年度の役員、係・活動計画・予算計画に関すること
- ③規約の改定・役員の罷免・チーム員の除名、その他代表が必要と認めること

第10条 スタッフ会議は総会議決案件以外の議決機関として、代表・副代表・理事・監督・コーチ・競技運営員をもって構成し、必要に応じ他の役員・係の出席を求める。

2 スタッフ会議は次期役員候補の選出をおこなうほか、係と連携を密にし行事等の企画運営に参画する。

第7章 会計および会計監査

第11条 会計年度は3月1日から始まり、翌年の2月末日までとし、収支について総会で報告する。

- 2 収入は部費・積立金・寄付金等とし、部費・積立金の金額は総会で決定する。
- 3 部費は全部員月額2,000円とし、毎月徴収する。
- 4 前項の規定にかかわらず、入部した月を含む3ヶ月は部費を免除する。ただし、この場合において、スポーツ傷害保険料として800円、6月までの入部者についてはスポーツ少年団登録料として500円を加算し徴収するものとする。
- 5 部費からの支出基準が曖昧なものについては、別に定める基準により支出する。

第12条 会計監査は本チームの収支会計を年1回以上監査し、監査結果を総会で報告する。

第8章 保護者の任務

第13条 チーム員の入部に際しての承認および申請をおこなう。

第14条 役員および係の要請に対して、積極的に協力する。

第15条 試合の応援や本チームの行事に対して、積極的に参加・協力する。

第16条 第3条の目的を達成するために、チーム員の生活態度について指導する。

第17条 事前にチーム員の体調等を調べ、異状のないことを確認したうえで試合・練習に参加させる。

第9章 チーム員の除名

第18条 本チームの目的に反し、秩序・規律を著しく乱すチーム員を除名することができる。

第10章 保険および事故・傷害

第19条 チーム員ならびに実技指導等にあたる役員はスポーツ傷害保険に加入する。

- 2 チーム員の保険料は個人負担、実技指導等にあたる役員の保険料はチームの負担とする。
- 3 実技指導等にあたらぬ役員および、応援・チーム員の送迎・チームの活動支援等をおこなう大人は希望によりスポーツ傷害保険に加入することができる。
- 4 前項の規定による保険料は個人負担とする。

第20条 本チームの目的達成のためにおこなうすべての活動中（会場間の移動・チーム員の往復時を含む）に発生した事故・傷害については加入スポーツ傷害保険を適用する。

- 2 当該の事故傷害が保険範囲外・保険限度外であっても、本チームおよびチーム役員ならびに善意の協力者は一切その責を負わない。

第11章 雑則

第21条 本チームおよびチーム員のお祝い・お見舞いについては、第10条第1項の規定によりスタッフ会議で決定する。

- 2 当該チーム員は金品による返礼をしてはならない。

第22条 チーム員は試合・練習等を欠席する場合には、事前に監督またはコーチへ連絡することとする。

第23条 チーム員に対して、ユニフォーム上衣を貸与する。他は個人負担とする。

第24条 チームとして取得した個人情報とは別に定める指針に基づき、適切に取り扱うものとする。

第25条 病気・ケガ等の理由により、1ヶ月以上の間チームの活動に参加できない場合は、休部を認める。

- 2 休部期間の部費は、半額を徴収することとする。

附則

本規約は2004年3月28日の総会で承認を得て、2004年4月1日より施行する。

本規約は2007年3月25日に改正し、2007年3月25日から適用する。

本規約は2008年7月5日に改正し、2008年8月1日から適用する。

本規約は2010年3月7日に改正し、2010年4月1日から適用する。

本規約は2013年3月2日に改正し、2013年3月2日から適用する。

本規約は2014年3月2日に改正し、2014年4月1日から適用する。

本規約は2015年3月7日に改正し、2015年3月7日から適用する。

本規約は2016年3月12日に改正し、2016年3月12日から適用する。